



発行・町田市 編集・政策経営部広報課  
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22  
市役所の代表電話 042・722・3111  
市役所の窓口受付時間 午前8時30分～午後5時  
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)  
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



携帯電話用QRコード

# 保険特集

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

国民年金

## 国民健康保険税

国民健康保険加入係  
☎724・2124  
FAX050・3101・5154

2014年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書は、7月3日にお送りします。今回お送りする納税通知書は、5月末日までに市で把握した前年所得や国保への加入・脱退情報を基に作成しています。6月以降の情報を反映した納税通知書は、8月以降にお送りします。

**●国保税の算出方法**  
国保税は、次の3つの合算額です(表1)。  
①医療分：75歳未満の国保加入者の医療費に充てられます。  
②後期高齢者支援金分：75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度への保険料に充てられます。

③介護分：40歳以上65歳未満の方の介護保険料となります。この①②③はそれぞれ(A)所得割額、(B)均等割額、(C)平等割額を合計して算出します(表1)。ただし、①②③が(D)の課税限度額を超えた場合は、それぞれ(D)の金額となります。

※2014年度は、後期高齢者支援金分と介護分について、課税限度額の改定があります(表1の改定後参照)。

**●国保税の軽減**  
4月1日(賦課期日)現在、一定の所得以下の世帯に対しては、均等割額及び平等割額を軽減します(表2)。

2014年度は軽減判定の基準についても、改定があります(表2の改定後参照)。

**●国保税の減免**  
次のいずれかに該当して生活が著しく困窮し、税を納付することが困難と認められる場合は、減免の申請が出来ます。詳細は保険加入係へお問い合わせ下さい。

- 病気、負傷などにより所得が一定以下に減少し、就労復帰の見込みがない
- 非自発的失業や休廃業により所得が一定以下に減少した
- 災害により甚大な被害を受けた

表1 2014年度国民健康保険税の税額(率)

	改定前			改定後		
	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護分	①医療分	②後期高齢者支援金分	③介護分
(A)所得割額(2013年中の総所得金額-基礎控除額33万円)×税率	4.08%	1.38%	1.17%	4.08%	1.38%	1.17%
(B)均等割額(加入者1人について)	年1万9700円	年6800円	年8400円	年1万9700円	年6800円	年8400円
(C)平等割額(1世帯について)	年9000円	年3000円	年3000円	年9000円	年3000円	年3000円
(D)課税限度額(1世帯について)	年51万円	年14万円	年12万円	年51万円	年16万円	年14万円
		年77万円			年81万円	

表2 2014年度国民健康保険税の軽減表

軽減区分	世帯総所得	改定前			改定後		
		33万円以下	33万円+(24万5000円×世帯主を除く加入者数)以下	33万円+(35万円×加入者数)以下	33万円以下	33万円+(24万5000円×加入者数)以下	33万円+(45万円×加入者数)以下
医療分		7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減
後期高齢者支援金分	均等割額・平等割額	7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減
介護分		7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減

## 保険税(料)の納税(入)通知書をお送りします

### 保険税(料)の納税(入)通知書発送・支払い方法

種類	納税(入)通知書		支払方法(注2) (下記①・②のどちらかとなります)	支払期日
	発送日	送付先		
国民健康保険税	7月3日	世帯主(注1)	①納付書、もしくは口座振替によるお支払い ②年金天引によるお支払い	7月～2015年2月の各月 4月、6月、8月、10月、12月、2015年2月
後期高齢者医療保険料	7月11日	本人	①納付書、もしくは口座振替によるお支払い ②年金天引によるお支払い	7月～2015年2月の各月 4月、6月、8月、10月、12月、2015年2月
介護保険料	7月1日	本人	①年金天引によるお支払い ②納付書、もしくは口座振替によるお支払い(年金天引ができない場合のみ)	7月～2015年2月の各月

注1 世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯の中に加入者がいれば世帯主宛にお送りします。  
注2 支払方法は年度によって異なる場合があります。納税(入)通知書が届いたら、確認をお願いします。  
※口座振替の申し込み方法については、下欄をご覧ください。  
※納期限を過ぎると、督促状や催告書が発送されます。また、延滞金のお支払いが必要になる場合があります。

## 保険税(料)のお支払いは口座振替が便利です!!

下記の①②いずれかで、お申し込み下さい。

### ①通帳届出印での申し込み

申し込み場所…金融機関または市役所担当窓口/手続きに必要なもの…納税(入)通知書(または保険証)、預(貯)金通帳、印鑑(通帳届出印)

### ②キャッシュカードでの申し込み

申し込み場所…市役所の担当窓口/手続きに必要なもの…運転免許証など本人確認ができるもの、申込者本人名義のキャッシュカード

・口座振替にすると支払い忘れの心配がありません。一度手続きをすれば、翌年度以降もそのまま引き落としされます。ただし、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合は、再度申請が必要となります。

・納付書によるお支払いの場合は、期日内であればコンビニエンスストアでお支払い可能です(バーコード印字がないものを除く)。また、国民健康保険税については携帯電話やスマートフォン等を利用したモバイルレジサービスも利用できます。

## お問い合わせ先

種類	税(料)の賦課について	税(料)の納付について
国民健康保険税	保険年金課保険加入係☎724・2124	保険年金課納付係☎724・2125
後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療係☎724・2144	保険年金課納付係☎724・2125
介護保険料	介護保険課保険料係☎724・4364	介護保険課納付係☎724・4364

## ジェネリック医薬品希望カードでお薬代が安くなる可能性があります!



国民健康保険用のカード



後期高齢者医療制度用のカード(現行)

町田市では、昨年、国民健康保険に加入されている方で、ジェネリック医薬品に変更した場合に、薬代が1か月あたり400円以上安くなる可能性のある方に、お知らせをお送りしました。今年も改めてお知らせをお送りします。

※お知らせが届かなかった方でも、ジェネリック医薬品希望カードで薬代が安くなる可能性があります(カードがなくても、医師・薬剤師に相談することができます)。

### ジェネリック医薬品とは?

製薬会社が開発した薬の特許が切れた後に他の製薬会社で製造・販売された、効き目や安全性が同等であると国が認めた薬です。

開発経費が少ないため低価格で、患者の薬代の負担を軽くし、健康保険財政の負担を軽減します。

ジェネリック医薬品のない薬や、取扱いのない薬局もあります。また、利用しても薬代が安くない場合もありますので、まずは医師・薬剤師にご相談下さい。

### ジェネリック医薬品希望カードとは?

このカードを病院や薬局等で提示することで、ジェネリック医薬品を希望することが簡単に伝わりやすくなります。

国民健康保険のジェネリック医薬品希望カードは、「国保ガイド」に付いており、7月3日にお送りする国民健康保険納税通知書に同封します。後期高齢者医療制度の方には、7月中旬にお送りする「後期高齢者医療被保険者証」にジェネリック医薬品希望シールを同封します。

### お問い合わせ先

#### 保険年金課

#### ◆国民健康保険の方

保険給付係☎724・2130

FAX050・3101・5154

#### ◆後期高齢者医療制度の方

高齢者医療係☎724・2144

FAX050・3101・5154